

広島県告示第百九十五号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、令和六年二月十六日付けで、次のとおり特定地域づくりを行う事業協同組合を認定した。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

神石高原事業協同組合

二 住所

神石郡神石高原町小島二〇二五番地

三 代表者の氏名

瀬尾 明彦

四 特定地域づくり事業を行う事務所の名称

神石高原事業協同組合

五 特定地域づくり事業を行う事務所の所在地

神石郡神石高原町小島二〇二五番地

六 地区

神石郡神石高原町

七 事業

1 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

2 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3 組合員の福利厚生に関する事業

4 前各号の事業に附帯する事業

八 有効期間の満了の日

令和十六年二月十五日